

地方分権改革に関する提案募集に係る意見

資料4-1

H29.9.1
全国知事会

- 義務付け・枠付けの見直し等を内容とする第7次地方分権一括法が成立。「提案募集方式」により地方からの提案に基づく地方分権改革が着実に前進しているものと評価。
- 各府省第1次回答では対応困難や引き続き検討とされたものが多いが、今後の検討過程で各都道府県の提案全般について実現に向けた積極的な取組を求める。
- 特に、これまでの地方分権改革推進委員会勧告の趣旨等を踏まえ、以下の項目について迅速な対応を求める。

- **義務付け・枠付けの見直しに関する提案…32件**〈重点事項27件〉
～ うち22件〈重点事項18件〉は「従うべき基準」の見直し関係
- **国から都道府県への権限移譲に関する提案…5件**〈重点事項2件〉
～ 経営力向上計画の認定権限、一般乗合旅客自動車運送事業の許認可等権限 等
- **その他（事務改善、規制緩和等）の提案…29件**〈重点事項18件〉
～ 地域公共交通関係、マイナンバー活用、地方創生交付金 等

※上記の分類は、地方分権改革推進委員会勧告等を踏まえた当会の判断によるものであり、内閣府の分類とは異なる。

義務付け・枠付けの見直しの提案について（1/3）

【義務付け・枠付けの見直し】

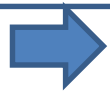
- 地方分権改革推進委員会の第2次・第3次勧告に従い、義務付け・枠付けは直ちに見直すことが必要。
 - ※ 提案のうち32件（重点事項27件）が義務付け・枠付け関係。うち14件は勧告未実施分。
- 第3次勧告で示された「義務付け・枠付けに関する立法の原則」の法制化、法案立案段階での「チェックのための仕組み」の確立を実現すべき。
 - ※ 「従うべき基準」の見直しに関する提案のうち、一時預かり事業、放課後児童健全育成事業等は第3次勧告後に法改正等がなされたもの。

【「従うべき基準」の見直し】

- 基準設定が条例委任されたとしても「従うべき基準」が多用され、地方の自由度が実質的に高まっていない。
 - ※ 提案のうち22件（重点事項18件）は「従うべき基準」を改めることで根本的に問題解消が可能。なお、22件全てが福祉分野関係。
- 第3次勧告等の趣旨を踏まえ「従うべき基準」は速やかに廃止又は「参酌すべき基準」に改めることが必要。

「参酌すべき基準」の例（特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（厚生省令）第11条第6項）

● 分権したことで、狭い土地でも介護施設を作ることが可能に！

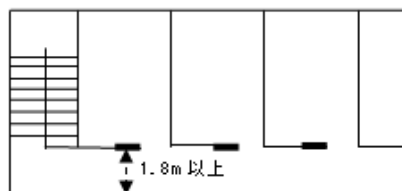


車椅子などの通行に支障がないことを前提に、他の施設の廊下幅や地域の実情などを考慮し、廊下幅の独自基準を定めることで、狭い土地でも介護施設が作りやすく、部屋も広くできました。（千葉県など）

国の基準では…？

中廊下の幅 2.7m以上、
片廊下の幅 1.8m以上。

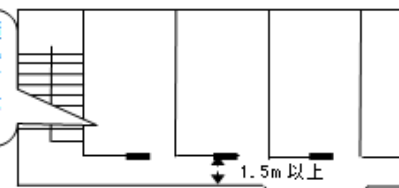
※中廊下とは廊下の両側に部屋とその出入口があるものを言い、片廊下は廊下の片側にだけ部屋とその出入口があるものを言います。



千葉県では…？

すれ違いが確保できる拡幅部を設けることで中廊下の幅 1.8m以上、片廊下の幅 1.5m以上に基準を緩めました。これにより、その分部屋を広くしたり、少し狭い土地でも施設を作れるようになります。（特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（千葉県））

居室の面積を広くすることもできるようになりました！



義務付け・枠付けの見直しの提案について（2 / 3）

①「従うべき基準」に関する提案 ……22件〈重点事項18件〉

（提案項目）※★：重点事項

【放課後児童クラブ関係】

- ・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に係る「従うべき基準」の廃止又は参酌化(No.161)★
- ・放課後児童支援員の要件の緩和(No. 13)★
- ・放課後児童クラブと放課後子供教室を一体実施する際の職員配置基準の緩和(No. 25)★
- ・放課後児童支援員の配置数の緩和(No. 104)★
- ・放課後児童クラブの職員配置要件の緩和(No. 105)★
- ・放課後児童健全育成事業における、職員の資格制限に関する規定の緩和(No. 185)★
- ・中学校卒業者について放課後児童支援員認定資格研修を受講可能とすること(No. 302)★
- ・児童厚生員に対する放課後児童支援員の資格要件の緩和(No. 303)★

【保育所関係】

- ・保育所等における保育士の配置基準の緩和(No. 27)★
- ・保育所・認定こども園における代替職員の特例配置(No. 223)★
- ・保育所等の人員配置基準の緩和(No. 257)
- ・待機児童発生時における保育室等の居室面積基準の緩和(No. 38)★
- ・保育室等の居室面積基準の緩和(No. 258)★
- ・家庭的保育事業等における連携施設の要件緩和(No. 72)★

【児童発達支援関係】

- ・児童発達支援センターにおける食事提供方法について、施設内調理以外の方法への緩和(No. 4)★
- ・医療型児童発達支援における医師の常勤要件の緩和(No. 307)
- ・児童発達支援事業と放課後等デイサービスの合同実施(No. 33)
- ・サテライト事業所における兼務可能な職員等の明示、必要な制度の見直し(No. 34)

【介護関係】

- ・指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者の「従うべき基準」に基づく要件(研修修了)を緩和(No. 99)★
- ・小規模多機能型居宅介護の日中の通いサービスに係る従業者の員数の基準の緩和(No. 14)★
- ・訪問介護のサービス提供責任者の人員に関する基準の緩和(No. 15)★
- ・訪問介護におけるサービス提供責任者の兼務対象事業について規制緩和(No. 207)★

②義務付け・枠付けの見直しに関する提案（「従うべき基準」関係以外） …… 10件〈重点事項9件〉

（提案項目）※★：重点事項

- ・子ども・子育て支援法における特定教育・保育施設の定員設定や定員変更を行う場合の都道府県知事への協議にかかる事務負担の軽減(No. 255)★
- ・河川管理施設の維持又は操作等の委託をうけることができる者の要件の見直し(No. 85)★
- ・駅前広場等における立体道路制度の道路の適用要件の緩和(No. 209)★
- ・都市再生緊急整備地域における市街地再開発事業の施行要件の緩和(No. 274)
- ・自転車競技法の開催届出に係る都道府県經由事務の廃止(No. 71)★
- ・一時預かり事業に係る人員基準の見直し(No. 300)★
- ・災害援護資金の貸付利率を条例で引き下げることが可能となるよう見直し(No. 299)★
- ・文化財保護行政の所管組織の選択制(No. 183)★
- ・文化財を活用した観光振興、地域振興を図るための法制の見直し(No. 224)★
- ・公立博物館の所管を地方公共団体の首長とすることの容認(No. 289)★

義務付け・枠付けの見直しの提案について（3 / 3）

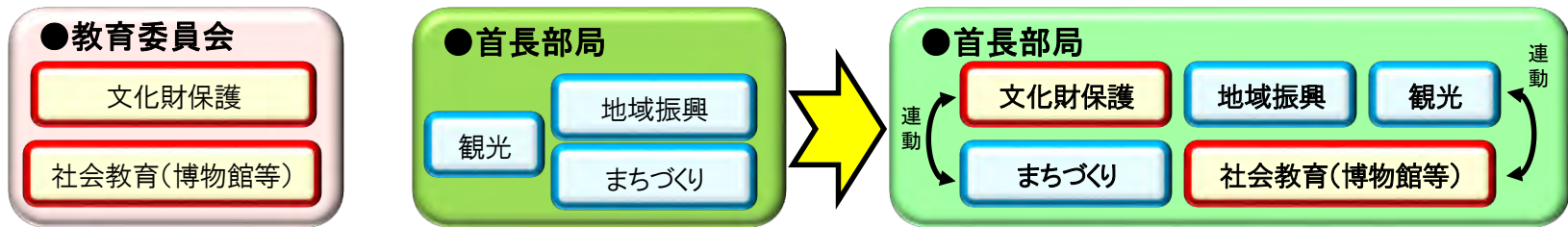
放課後児童クラブの職員配置要件等の緩和 (No. 161 全国知事会・全国市長会・全国町村会共同提案)

- 全都道府県及び市区町村を対象に調査(H28.12)(47都道府県及び1689市区町村が回答)
- 「従うべき基準」が多用されている福祉分野の施設等に関する支障事例を調査
 - ◆ 延べ945自治体が「従うべき基準」に関する支障があると回答
 - ◆ 217自治体が放課後児童クラブに関して「支障あり」と回答
 - ◆ 148自治体が児童福祉施設(人員、設備、面積基準)に関して「支障あり」と回答 など

上記調査結果を踏まえ、支障事例の最も多い放課後児童クラブに関して

「従うべき基準」の廃止又は参酌基準化を地方三団体として共同提案

文化財・社会教育事務の所管を首長部局へ移管可能とする見直し (No. 183、224、289)



教育の視点のみならず、地域振興、観光振興の視点からも
一体として検討された施策をより効果的・効率的に展開することが可能に

全国知事会提言

- 文化財保護に関する事務や社会教育に関する事務など、様々な分野の施策と連動させ実施した方がより効果的・効率的に実施できる事務を、これまでの国、都道府県、市町村、さらに、地方公共団体内の執行機関の役割分担にとらわれることなく、地方公共団体の選択により首長の下での一元的な事務の実施を可能とすること。
(平成29年7月28日全国知事会「地方分権改革の推進について」(抜粋))・(なお、同旨、平成24年7月19日全国知事会「地域主権改革の推進について」)

地域公共交通に関する事務改善等

地域交通をめぐる取組

- 自家用有償旅客運送の登録・監査等の事務・権限の移譲（第4次一括法・手挙げ方式・平成27年4月施行）
- 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正（平成26年11月施行。地方自治体を中心とした地域交通の再生に計画的に取組）

2年が経過

地域に今なお残る課題

(※)

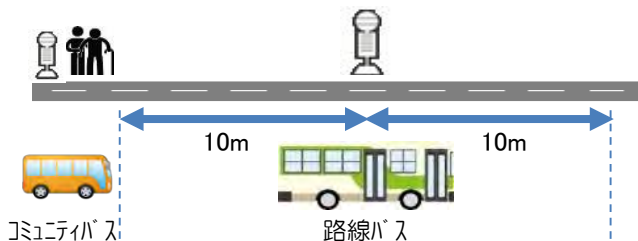
- 関係者間の合意が困難
 - ・地域公共交通会議で交通事業者から同意が得られず、コミュニティバスの運行が実現できない。
 - ・地域公共交通再編実施計画の策定時に、全ての交通関係機関からの同意が必要であり計画策定に支障がある。 など
- 許可等に時間を要し、迅速・柔軟な対応が困難
 - ・ダイヤ改正等の見直しを行う際に手続きに時間がかかり、予定どおりのタイミングで改正できない。 など

地方自治体の調整権能の強化、地域の実情に合った事務改善・規制緩和が必要

地方自治体からの提案事項

- コミュニティバスの導入における地域公共交通会議の取扱い (No.275)
- 乗用タクシーによる貨物の有償運送 (No.94)
- コミュニティバス等の路線バス停留所の利用 (No.96、No.162) など

コミュニティバス等の路線バス停留所の利用について（全国知事会・全国市長会・全国町村会共同提案）



- ・路線バスのみが駐停車可（他の車両は不可）
【道路交通法第44条】
- ・特別な場合は認められる
【道路交通法第46条】

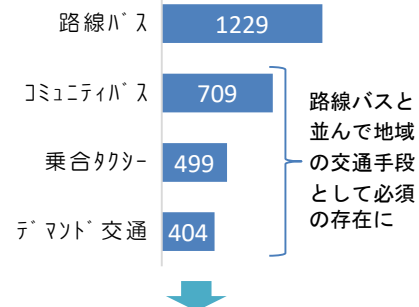


※警察庁交通規制課長通知（平成26年11月）
・地域公共交通網形成計画等に定められたコミュニティバス等は適切に対応されたい。

**コミュニティバス等一般に適用されるか不明確
通知内容の地方自治体への周知が不十分**

(参考) コミュニティバス等の活用状況 (※)

(管内で交通手段となっている市区町村数)



路線バスと同等の位置付けが必要

※ 地方六団体地方分権改革推進本部事務局「地域交通に関するアンケート調査」（平成28年12月）より

全ての提案に共通して国に対処を求める事項

○ 国と地方の適切な役割分担の構築のため、全ての提案に共通して以下の事項を求める。

- ・ 事務区分(自治事務・法定受託事務)、並行権限、国の関与や義務付け・枠付けについては、地方分権推進計画や地方分権改革推進委員会の**第2次勧告及び第3次勧告で設定されたメルクマール等の範囲内**とすること。
- ・ **報告徴収・立入検査に限った移譲など**、それだけでは地方が何ら役割を果たすことができないものについては、地方が一定の役割を果たすことができるよう、許認可・措置命令など、**関連する他の事務・権限を併せて移譲**すること。
- ・ 一の都道府県の区域を越える事業等に対する事務・権限については、域外権限行使や関係都道府県との情報共有の仕組みを法令上構築すること。

○ 政府として最終的に決定するまでに、全ての提案に共通して以下の事項に責任をもって対処し、地方に提示することを求める。

- ・ 工程表などの**手順・スケジュール**や具体的な**人員・財源措置**を示すこと。
- ・ 財源については、事務・権限の実施にあたり**財源(人件費相当額を含む。)**の不足が生じないよう、**必要総枠を確保**し、国から地方に財源移譲すること。
- ・ 人員については、技術や専門性を有する人材を育成・確保するため、**研修や職員派遣**など必要な支援を行うこと。
- ・ 事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し等を円滑に進めるため、**マニュアルの整備や技術的助言**など必要な支援を行うこと。
- ・ 各府省からの第1次回答において**現行規定により対応可能であるとされたもの**について、**要綱等においてその旨を明確にするなど提案主体の納得が得られるよう説明責任を果たす**こと。

地方分権を実感できる改革の深化

全国知事会「地方分権改革の推進について～新たな地方自治を目指して～」H29.7.28（抜粋）

○「従うべき基準」や地域交通制度の見直し等

- ・ 特に福祉分野については、面積、有資格者の人員配置などに関する基準が「従うべき基準」となっており、地域の実情に応じた施設の設置・運営に支障を来しているため、**速やかに見直す**こと。
- ・ また、地方分権改革推進委員会の第2次・第3次勧告において示された「**義務付け・枠付けに関する立法の原則**」の法制化、**政府における「チェックのための仕組み」の確立**を図ること。
- ・ また、…地域住民の交通手段に関する課題解決に向け、地域において自ら考え実行できる仕組みづくりが必要である。そのためにも、路線バスやタクシーなどの**旅客自動車運送事業に関する事務・権限の移譲**など、…**地域公共交通会議を活用することを含めて、地域の実情に応じた公共交通体系の形成に資する措置を講ずる**こと。

○「提案募集方式」等の見直し

- ・ 今まで対象外とされていた「**国が直接執行する事業の運用改善**」なども募集対象とすることや、**過去と同内容の提案が複数の団体からあった場合には新たな課題として対応すること**など実効性ある運用に向けて内容を拡充するとともに、**地方分権改革を一層推進するための新たな手法についても検討を行う**こと。また、提案募集方式の取組に加え、国において**補助金等要綱を網羅的、包括的に調査・分析**し、分権改革の俎上に載せていくこと。
- ・ 提案の検討に当たっては、具体的な支障事例や制度改正の効果などの立証責任を地方のみに課すのではなく、地方への権限移譲や規制緩和を行うことを原則として、**地方に委ねることによる支障などの立証・説明責任を国もしっかりと果たす**こと。
- ・ 権限移譲に関する提案について、全国一律の権限移譲を基本としつつも、先行地域における実証制度として地域特性を活かせる「**手挙げ方式**」を**積極的に活用**するとともに、広域的な行政ニーズに柔軟かつ効果的に対応でき、**国からの権限移譲の受け皿となり得る広域連合などを活用**するなど、地方からの提案が最大限酌みとられるよう対応すること。
- ・ なお、これまでの対応方針において、「**検討を行う**」とされた提案や年次を示して結論を得るとした事項について、平成28年度と同様に重点事項として取り上げるなど、今後も引き続き**フォローアップを行い、提案の実現に努める**こと。

○中小企業・農林水産業への支援

- ・ …いわゆる「**空飛ぶ補助金**」…は、未だに一部の省庁においてはほとんどを占めており、…これらのうち地域振興に資するものは、自由度を高めた上で、可能な限り都道府県を実施主体にするか、又は都道府県に交付すること。